

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年11月10日

【会社名】 東芝テック株式会社

【英訳名】 TOSHIBA TEC CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 錦 織 弘 信

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎一丁目11番1号

【電話番号】 03(6830)9100 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部 コーポレートコミュニケーション室長 阿 部 明

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎一丁目11番1号

【電話番号】 03(6830)9100 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部 コーポレートコミュニケーション室長 阿 部 明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1．当該事象の発生日

2022年11月10日

2．当該事象の内容

当社及び国内子会社1社は、セミセルフレジに関する特許権を侵害しているとして、㈱寺岡精工から東京地方裁判所に提起された、仮処分命令の申立書及び特許権侵害訴訟の訴状を2021年6月に、仮処分命令の申立書を2022年2月に受領いたしました。（以下「当該訴訟等」という。）

一方で、当社は、㈱寺岡精工及びそのグループ会社である㈱デジアイズを債務者として、当社が保有する特許権に基づき、いくつかの仮処分の申立を東京地方裁判所に提出するとともに、当該訴訟等の内容を精査して適切に対処して行くこととしておりましたが、第1四半期において、裁判所から原告・被告双方に対して和解の勧めがあり、2022年7月以降、解決に向けて原告との和解交渉を開始しております。第1四半期においては、和解交渉は初期段階であり、当該訴訟等による損失額を合理的に見積ることが困難でありましたが、当第2四半期において、和解交渉が進展し、和解金として必要と認められる金額を合理的に見積ることができるようになったことから、将来発生する可能性のある損失に備えて、訴訟損失引当金繰入額を特別損失に計上いたしました。

3．当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

本件に伴い、2023年3月期第2四半期累計期間の連結決算及び個別決算において、69億00百万円を特別損失（訴訟損失引当金繰入額）として計上いたしました。

以 上